



目次

- EITF 16-A「キャッシュ・フロー計算書: 使途制限付預金」
- EITF 16-C「サービス譲与取り決めの会計処理」
- 発表及び事務的事項

発生問題専門委員会 9月会合の要旨

エミリー・アッシュ、エイドリアン・ミルズ、ボブ・ウール
デロイト&トウシュLLP

今回の EITF Snapshot は、2016 年 9 月 22 日に開催された発生問題専門委員会 (EITF、以下「専門委員会」) の会合を要約したものである。専門委員会の当初の合意 (「公開のための合意 (consensus-for-exposure)」) は米国財務会計基準審議会 (FASB) の承認後、一般コメントの募集のために公開される。専門委員会はコメント期間終了後、寄せられたコメントを検討し、最終合意に達するために、予定されている会合で問題点を再審議する。これらの最終合意はその後、最終承認を得るため FASB に提出され、最終的に会計基準アップデート (ASU) として発行される。

FASB は、専門委員会の 2016 年 9 月の合意及び公開のための合意を、2016 年 10 月 5 日に開催する会合において承認のため検討することを計画している。当該会合の後、FASB の承認プロセスの結果を含む専門委員会の公式議事録はデロイトの [Technical Library](#) および [FASB のウェブサイト](#) に掲載される (専門委員会の公式議事録には、本発行物と異なる詳細が記載されている可能性があることに注意)。EITF Issue の要約 (会合前に公表され、議論の枠組みとして用いられる) もこれらのサイトで参照できる。

EITF 16-A「キャッシュ・フロー計算書: 使途制限付預金」

状態: 最終合意

影響: キャッシュ・フロー計算書を作成するにあたり、使途制限付預金および使途制限付預金同等物がある事業体

背景: キャッシュ・フロー計算書における使途制限付預金の分類はそもそも、他のキャッシュ・フロー関連事項 8 点と併せて EITF 15-F で検討されていた¹。2015 年 11 月の会合にて専門委員会は、使途制限付預金のキャッシュ・フロー区分に関連する実務上のばらつきを個別に検討することを決定した。これに従い、FASBIは、2016年4月に使途制限付預金に関するASU案²を、さらに、2016年8月に他の8つのトピックに関するASU³を発行した。

要約: 今回の会合で、専門委員会は、ASU案について受領したコメントレターを討議した。ASU案の再審議に基づき、専門委員会は以下の最終合意に達した。

- 事業体は、キャッシュ・フロー計算書の現金及び現金同等物の残高に、使途制限付預金及び使途制限付預金同等物と見なされる金額を含むべきである。専門委員会は、「使途制限付預金」及び「使途制限付預金同等物」の用語を定義しないことを決定したが、事業体は引き続き、他のGAAPに従い、使途制限付預金に関する会計方針について適切な開示を提供すべきとの見解である。また、専門委員会は、会計方針の変更が行われる場合、ASC 250に基づく評価が必要との見解である⁴。
- 現金、現金同等物、使途制限付預金及び使途制限付預金同等物に関し、財政状態計算書に複数の勘定科目が含まれる場合、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書との調整表を開示しなければならない。
- 一般的に使途制限付預金及び使途制限付預金同等物として記載される金額の残高が重要である場合、事業体は、その拘束の性質について情報を開示しなければならない。

発効日および移行: 公開ビジネス事業体(public business entity)に関しては、この最終合意に関する指針は、2017年12月16日以降に開始する会計年度から、同年度の中間決算期間も含め、発効する。それ以外の事業体については、2018年12月16日以降に開始する会計年度と、2019年12月16日以降に開始する中間決算期間に発効する。ASUの指針については早期適用が認められている。報告事業体は、遡及的にこの指針を適用することとなる。

次のステップ: FASBの承認は、2016年10月5日の会合でなされる予定であり、同会合後に最終的なASUが公表される。

EITF 16-C「サービス譲与取り決めの会計処理」

状態: 公開のための合意

影響: 公共部門の事業体との間で、同事業体のインフラを運営するサービス譲与契約を締結する事業体

¹ EITF 15-F「キャッシュ・フロー計算書: 特定の現金受取と現金支払の分類」

² FASB 会計基準アップデート案「使途制限付預金」(FASB 発生問題専門委員会の合意)

³ FASB 会計基準アップデート第2016-15号「キャッシュ・フロー計算書: 特定の現金受取と現金支払の分類」(FASB 発生問題専門委員会の合意)

⁴ FASB会計基準コーディフィケーション(ASC)の表題については、デロイトの『FASB会計基準コーディフィケーションのトピックおよびサブトピックの表題』を参照。

背景:政府又は公共部門の事業体(譲与者)が民間部門の事業体(運営事業体)との間で、公共サービスの提供に使用されるインフラの運営管理に関する契約を締結する場合がある(運営事業体が建設、維持又はその両者を実施する場合もある)。ここでは、当該契約を「サービス譲与契約」と呼ぶ。当該契約の対象となる資産の種類は、一般的に空港、道路、橋梁及び医療施設などである。

以前、専門委員会は、EITF 12-H⁵において、以下の2つの条件(ASU 2014-05⁶より引用)を満たす場合、運営事業体がサービス譲与契約をリースとして会計処理することを禁止すると結論付けていた。

- a. 当該インフラストラクチャーに関して、運営事業体が提供しなければならないサービス、これを提供しなければならない相手先、およびその価格を、譲与者がコントロールしているか、またはこれを修正もしくは承認する能力を有している。
- b. 譲与者が、取り決め期間終了時において、所有権、受益権、またはその他を通じ、当該インフラストラクチャーの残余持分をコントロールしている。

正確には、運営事業体は、当該契約の会計処理の指針として、他のASCTピックス(例:ASC 605)を参照するよう指示を受けていた。サービス譲与契約に特有の性質のため、当初の建設時、その後の継続的な運営及び大規模な定期保守など、当該契約の様々な段階における収益の認識に関連する事項について疑問が寄せられた。特に、専門委員会は、運営事業体の視点から見て、(1)譲与者、(2) サービス譲与契約の対象資産を利用する一般市民、のいずれが顧客に当たるのかを審議するよう要請された。

要約:この会合において、専門委員会はサービス譲与取り決めの会計処理について審議を行い、以下のとおり、公開のための合意に達している。当該合意は、ASC 853の対象となる契約に適用される。

- ASC 606の発効後、同基準に基づき、常に譲与者が運営事業体にとっての顧客と見なされる。
- 譲与者が所有する資産の修繕又は保守のために運営事業体が履行する大規模保守は、ASC 606の発効後、同基準の収益モデルに基づき評価される。
- ASC 606において求められるものと同様の、移行に伴う開示を除き、追加的な開示は不要である。

発効日および移行:専門委員会は、公開のための合意において、発効日を、ASU 2014-09⁷の発効日(ただし、その後、ASU 2015-14⁸によって延期されている)と合わせることにした。この結果、公開ビジネス事業体に関しては、この最終合意に関する指針は、2017年12月16日以降に開始する会計年度から、同年度の中間決算期間も含め、発効する。それ以外の事業体については、2018年12月16日以降に開始する会計年度と、2019年12月16日以降に開始する中間決算期間に発効する。報告事業体がASU 2014-09の指針を併せて採用する場合に限り、2016年12月16日以降に開始する会計年度からの早期適用が認められる。報告事業体は、最終合意における指針を適用する際に利用する移行方法を、ASU 2014-09を適用する際に利用する移行方法と一致させなければならない。

次のステップ:FASBの承認は2016年10月5日の会合でなされる予定であり、同会合後にASU案が公表され、一般からの意見募集が行われる。

⁵ EITF12-H「サービス譲与取り決めの会計処理」

⁶ FASB会計基準アップデート第2014-05号「サービス譲与取り決め」(FASB 発生問題専門委員会の合意)

⁷ FASB会計基準アップデート第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」

⁸ FASB会計基準アップデート第2015-14号「顧客との契約から生じる収益(トピック606):発効日の延期」

発表及び事務的事項

この会合において、米国証券取引委員会 (SEC) の主任会計官代理補佐であるジェニファー・ミンクジラード氏は、スタッフ会計広報トピック11.M⁹をASU 2014-09、2016-02¹⁰及び2016-13¹¹に適用する旨を発表した。

ミンクジラード氏は、登録企業がASUの適用の影響を合理的に見積もることができない場合、当該企業は、財務諸表への当該影響の大きさについて、定性面に関する追加的開示の提供を検討すべきであると強調した。さらに、ミンクジラード氏によれば、SECスタッフは、当該開示に以下の内容が含まれることを想定しているとのことである。

- ASUの適用に際し、登録企業が選択する予定の会計方針の影響
- 当該会計方針は、登録企業の現行の会計方針とどの程度異なる可能性があるか
- 登録企業における実行プロセスの状況と、未対応となっている重要な実施事項の性質



編集者注

ミンクジラード氏によれば、今後の四半期報告において当該開示を含むことは暦年末を会計期末とする登録企業にとって有益となるが、9月の専門委員会会合で当該発言を行ったSECスタッフの意図は、年末の財務報告に先立ち、登録企業がSECスタッフの発表を検討する十分な時間を与えること、とのことである。また、同氏は、スタッフ会計広報トピック11.MがIFRS準拠の外国民間発行体にも適用されるとしている。IFRS準拠の報告者が専門委員会会合をモニターしていない可能性を踏まえ、SECスタッフは、追加的なコミュニケーションによって、SECスタッフの想定を当該報告者に対し明確化するものと考えられる。

SECスタッフの発表に関するこの討議は、専門委員会会合における我々の記録に基づいている。SECスタッフの発表は、専門委員会会合の議事録公表時に参照可能となる。

専門委員会の次回意思決定会合は暫定的に2016年11月17日に予定されている。当該会合では、EITF 16-B¹²について寄せられたコメントの審議が行われる可能性が高い。

⁹ スタッフ会計広報11.M「直近で発行された会計基準が将来の会計期間において適用された場合に登録企業の財務諸表に与える影響の開示」

¹⁰ FASB会計基準アップデート第2016-02号「リース」

¹¹ FASB会計基準アップデート第2016-13号「金融商品の信用損失の測定」

¹² EITF 16-B「従業員給付制度のマスター・トラストの報告」

登録

EITF Snapshotおよびその他の会計に関するデロイトの出版物を希望される方は、以下のウェブサイトにご登録ください。

www.deloitte.com/us/subscriptions

財務責任者のためのDbriefs

Dbriefsへぜひご参加ください。Dbriefsはデロイトのウェブキャスト・シリーズで、重要な問題を常に把握しておくために必要な実務戦略を提供するものです。以下のトピックに関して「財務責任者」シリーズに提示されるウェブキャストの貴重なアイデアや重要な情報にアクセスしてください。

- 事業戦略および税務
- 企業価値の強化
- 財務報告
- 税務目的の財務報告
- ガバナンス、リスクおよびコンプライアンス
- テクノロジー
- 取引およびビジネス・イベント

Dbriefs also provides a convenient and flexible way to earn CPE credit — right at your desk. [Subscribe](#) to *Dbriefs* to receive notifications about future webcasts at www.deloitte.com/us/dbriefs.

Technical LibraryとUS GAAP Plus

デロイトはご登録いただいた方々を対象に、会計や財務開示に関する資料のオンライン・ライブラリーへのアクセスを提供しています。

Technical Library: Deloitte Accounting Research Toolと呼ばれるこのライブラリーには、弊社の会計およびSECマニュアルならびにその他の会計およびSECの解釈指針のみならず、FASB、EITF、AICPA、PCAOB、IASB、SECの資料などが含まれています。

営業日ごとに更新されるTechnical Libraryは使いやすくデザインされており、ナビゲーションシステムは強力な検索機能を備えているため、いつでも、どのコンピューターからでも瞬時に情報を入手することを可能にします。また、Technical Library登録者には、ライブラリーへの最新の情報をハイライトした週報「Technically Speaking」をお送りします。登録やオンライン上のデモンストレーションなどの詳細については、デロイトのウェブサイト<http://www.deloitte.com/us/techlibrary>をご覧ください。

また、会計に関するニュース、情報、米国GAAPに重点を置いた出版物を提供する無料のウェブサイト「US GAAP Plus」もご覧下さい。FASBの活動に関する記事やFASB会計基準コーディフィケーション™のアップデートのほか、PCAOB、AICPA、SEC、IASB、IFRS解釈委員会などの他の米国内および国際的な基準設定機関と監督当局の動向を掲載しています。ぜひ、ご利用ください。

デロイト・トーマツ グループは日本におけるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト・トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト・トーマツ 税理士 法人およびDT 弁護士 法人を含む）の総称です。デロイト・トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト・トウシュート・マツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.